

# コロナにおける燃料油価格 激変緩和対策事業の発動について

2022年1月

資源エネルギー庁

# 最近の原油価格動向

- 2021年10月以降、欧米を中心とした経済回復に伴い急上昇し、3年ぶりに80ドル/バレルを突破したが、11月末からのオミクロン株の感染拡大によって大幅に下落したのち、年内は70ドル台/バレルを推移。
- 2021年12月および本年1月のOPECプラス閣僚会合では増産ペース維持（2月は295.9万バレル/日の減産規模）で合意されたものの、オミクロン株の感染拡大による経済への影響は「一時的」であるとの米連邦準備制度理事会（FRB）の見方や、アンゴラ・ナイジェリア・カザフスタンなど一部産油国による生産の停滞、UAEに対する攻撃事案やロシア・ウクライナ情勢といった地政学的な不安定さなどを受けて、需給の引き締め感が高まっており、85ドル/バレル付近まで上昇。
- 次回2月2日のOPECプラス閣僚会合での議論や、一部産油国による生産の回復動向を注視する必要あり。

## 1月4日のOPECプラス閣僚会合後の動向

➤ 米エネルギー情報局(EIA)の短期エネルギー見通し(1/11)

①2022年 第1四半期: 日量5万バレルの需要>供給

第2四半期: 日量63万バレルの供給>需要

②原油価格: 2022年内: 75ドル、2023年: 68ドル(ブレント)

③昨年12月の米国原油生産: 日量1158万バレル

(コロナ前の約9割。前月比日量2万バレル増加)

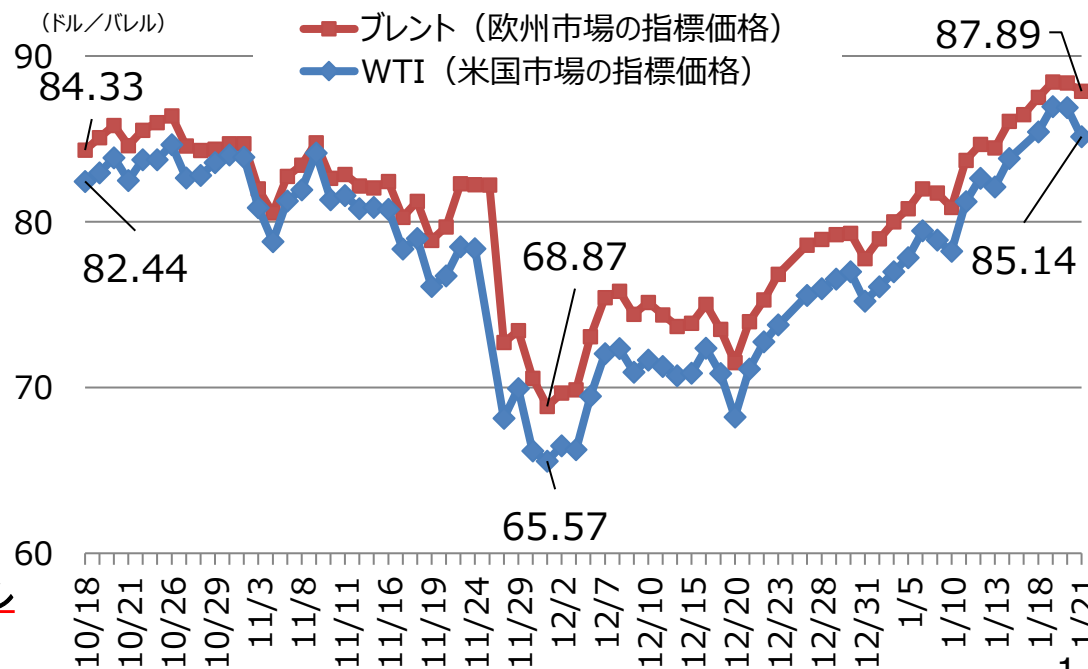
➤ OPECやIEAによる2022年第1四半期の見通し

● OPEC(1/18): 日量97万バレルの供給>需要

● IEA(1/19): 日量180万バレルの供給>需要

※EIA(1月19日)によれば米の原油在庫は前週比50万バレルの微増となっているが、2018年10月以来の低水準。

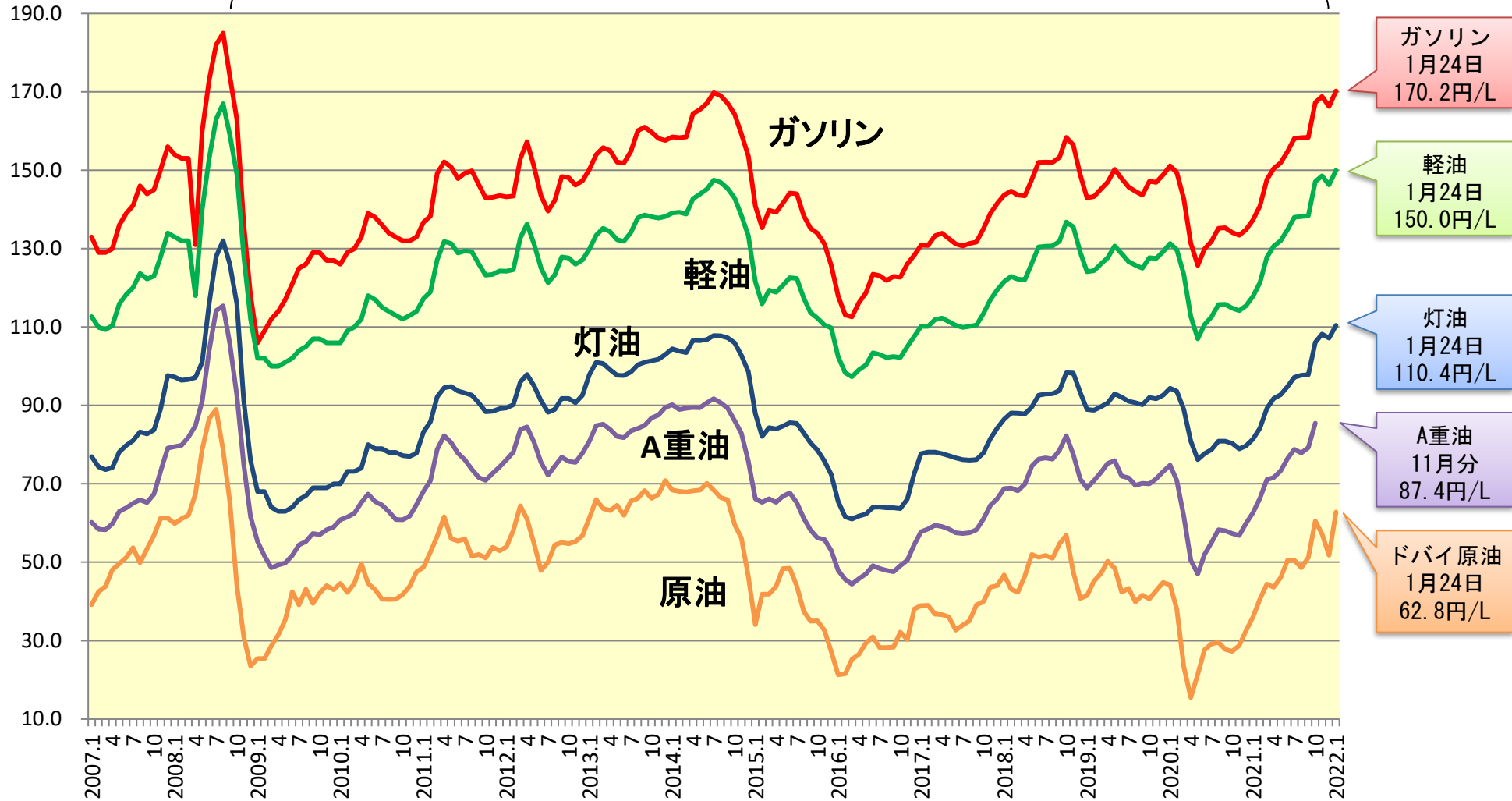
## 昨年10月18日以降の原油価格の動向



# (参考) ガソリンなどの価格推移

※A重油の価格は1か月毎の更新になっております。

## 170円を超え、2008年9月以来の13年4ヶ月ぶりの高値水準

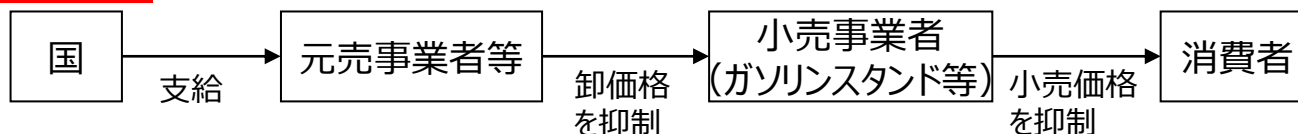


# 燃料油価格の激変緩和事業

## <事業概要>

- コロナからの経済回復の重荷になる事態を防ぐため、時限的・緊急避難的な激変緩和事業
- レギュラーガソリンの価格が、170円（全国平均）を超えると、発動する。
- 当該価格が170円を超えた分を、最大5円の範囲内で補填  
（元売事業者・輸入業者に価格抑制の原資を支給し、卸価格の抑制を通じて、小売価格の急騰を抑制）
- 激変緩和の趣旨を踏まえ、支給額の算定根拠は、発動から4週間ごとに1円ずつ切り上げる
- 対象油種はガソリン、軽油、灯油、重油
- 事業期間は、3月末まで

スキーム



- ウェブ広告や全国の新聞、ラジオ、ポスター等により、制度の趣旨を広く周知・広報する
- 補助金が適切に小売価格に反映されているかを確認するため、価格モニタリングを行う

## <留意点>

- 燃料油価格の激変緩和が趣旨であり、急激な値上がりを抑制するもので、小売価格の値下げを促すものではない
- 小売価格は、輸送コストの違いなどから地域差があり、すべての地域で170円以下に抑えようとするものではない

# 激変緩和事業の発動に向けた手続き

- 今週のレギュラーガソリンの全国平均価格は170.2円。発動要件の170円を超えたため、激変緩和事業が発動。今週27日木曜日以降、ガソリン・軽油・灯油・重油にそれぞれ1リットルあたり3.4円を支給。
- 月曜日に価格調査を行い、この価格と原油価格の変化をもとに、水曜日に支給単価を公表し、元売事業者は木曜日に卸価格に反映させる。(元売事業者は事後的に国に請求)
- 支給単価を踏まえた卸価格を受け、SSは木曜日から小売価格を抑制。(SSにおける補助金手続きは不要)

【1月】

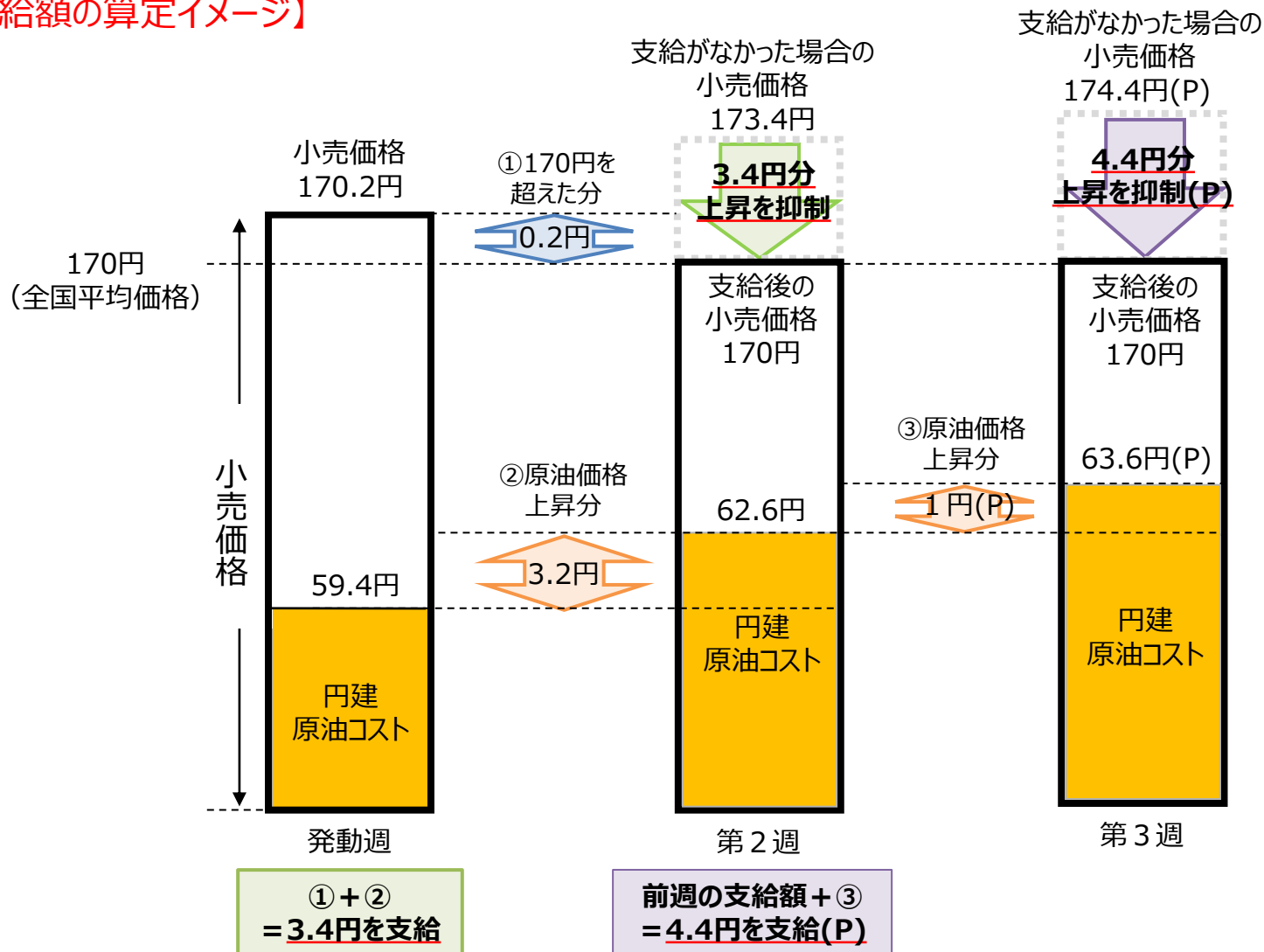
日	月	火	水	木	金	土
	24	25	26	27	28	29
	●		●	●		
	石油製品価格調査 実施日		石油製品価格 及び 支給単価公表		卸価格の改定日 (大手元売事業者)	
	小売価格を抑制					
30	31	2/1	2/2			
小売価格を抑制						

# 元売等に対する支給額の考え方

- 大手元売事業者は、毎週水曜日に「ガソリン・軽油・灯油・重油の卸価格」を決め、翌日木曜日からの1週間、販売店（SS）に供給しています。この卸価格は、それぞれの油種の原料である「原油コスト」に連動しており、油種共通・全国共通で値上げ額、値下げ額（例えば今週は+1円など）を決めています。
- なお、全国各地のSSでの販売価格は、輸送コストの差などがあるため、地域によってばらつきがあります。
- 全国平均のガソリン価格が170円を超えた場合、資源エネルギー庁は、170円を超えた週（発動週）の小売価格に直近の原油価格の上昇分を加えて、「支給しなかった場合の翌週（第2週）の小売価格」を予測し、これと170円の差額を支給します。
- 図（次ページ）の例の場合、発動週の小売価格は170.2円で、原油価格は翌週（第2週）に3.2円上昇すると見込まれるため、翌週（第2週）の小売価格は、支給しなかった場合170.2円 + 3.2円 = 173.4円になると予測されます。したがって、173.4円と170円の差額である3.4円が支給額となります。
- 支給額を決定すると、その後1週間の卸価格にただちに反映され、価格の上昇が抑制され、翌週（第2週）のガソリンの全国平均は、170円となることを見込まれます。
- 軽油・灯油・重油についても、ガソリンへの支給額と同額が支給されます。
- 翌週以降、さらに原油価格が上昇した場合は、支給額は累積します。（支給額の上限は5円）
- 図の例の場合、原油価格は第2週から第3週に向け、さらに1円上昇すると見込まれるため、支給しなかった場合の第3週の小売価格は、支給しなかった場合の第2週の小売価格（173.4円）から、さらに1円上昇して174.4円になると予測されます。これと170円の差額である4.4円が支給額となります。
- ただし、実際の小売価格は、こうした措置に加え、SSの経営戦略や競争条件などにも影響を受けるため、理論値どおりになるとは限りません。また、各地のSSの在庫量によっては、小売価格への反映にタイムラグが出る可能性もあります。
- また、すでに170円を超えている地域で、170円以下に抑える、という効果はありません。制度が発動された週以降、各地での急激な価格上昇を抑えることを目指します。

# 元売等に対する支給額の考え方

## 【支給額の算定イメージ】



※図中の数字は全て説明上の仮のものです

# 「支給額の算定根拠」の切り上げについて

- ・激変緩和事業の趣旨から、「支給額の算定根拠」を、4週間毎に1円ずつ切り上げることとしています。これは、原油価格の値下がりにより支給が停止された場合であっても、一度、発動された場合には、4週間毎に切り上げていきます。
- ・具体的には、1月26日にレギュラーガソリンの全国平均価格が170円を超えた場合には、その翌日以降の4週間は、「支給額の算定根拠」を170円とし、前述のとおり支給額を決定します（ただし、支給額の上限は5円）。
- ・4週間後となる2月23日には、「支給額の算定根拠」を1円切り上げ、171円とします。
- ・これにより、支給後の全国平均価格に支給額を加えた額（つまり、支給がないと仮定した場合の小売価格）が、
  - 171円未満の場合、支給は停止されます。
  - 171円以上175円未満の場合、1円以上5円未満の間にある支給額は1円減額され、支給額は0円以上4円未満となります。
  - 175円以上176円未満の場合、支給額は上限の5円に達していますが、「支給額の算定根拠」が1円切り上げられるため、支給額は4円以上5円未満となります。
  - 176円以上の場合、「支給額の算定根拠」が1円切り上げられた後も、引き続き上限の5円が支給額となります。
- ・更に4週間後の3月23日には、「支給額の算定根拠」は172円に切り上げられ、同様に上限5円の範囲で、支給額が再計算されます。

## 【支給額の算定根拠の推移】

<1月>

日	月	火	水	木	金	土	
						1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	算定根拠
23	24	25	26	27	28	29	170円
30	31						

<2月>

日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	171円
27	28						

<3月>

日	月	火	水	木	金	土	算定根拠
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	172円
27	28	29	30	31			



# 激変緩和事業の発動に備えた対応

- 補助金が適切に反映されているかを確認するため、SSに対する全数（約3万）調査を実施する。
- 制度についての誤解（170円に値下がりするのではないか、等）を払拭するため、web・新聞・ラジオ等による周知を行う。

## 1. 価格モニタリングの実施

- 全数調査（約3万SS及び軽油・灯油などの約2,000販売店）
- 小売価格へ適切に反映されていない販売店について、現地調査を開始

## 2. 事業の周知

- 発動と同日付けで、経済産業省のツイッターや政府広報も活用
- web広告の実施やポスター・チラシ等を配布（今月中に実施）し、**事業趣旨（全国平均170円は発動要件であり、地域差は発生。値下げでなく、急な値上げ回避が目的など）**の周知を図る
- 新聞（2月上旬に主要5紙及び地方約40紙に掲載）・ラジオ（2月上旬に全国のAM・FMラジオ局で実施）を活用し、一般事業者・消費者向けに事業の周知を実施

## 3. コールセンターにおける対応

- 全国のSS等の事業者や消費者からの問い合わせに対して引き続き対応